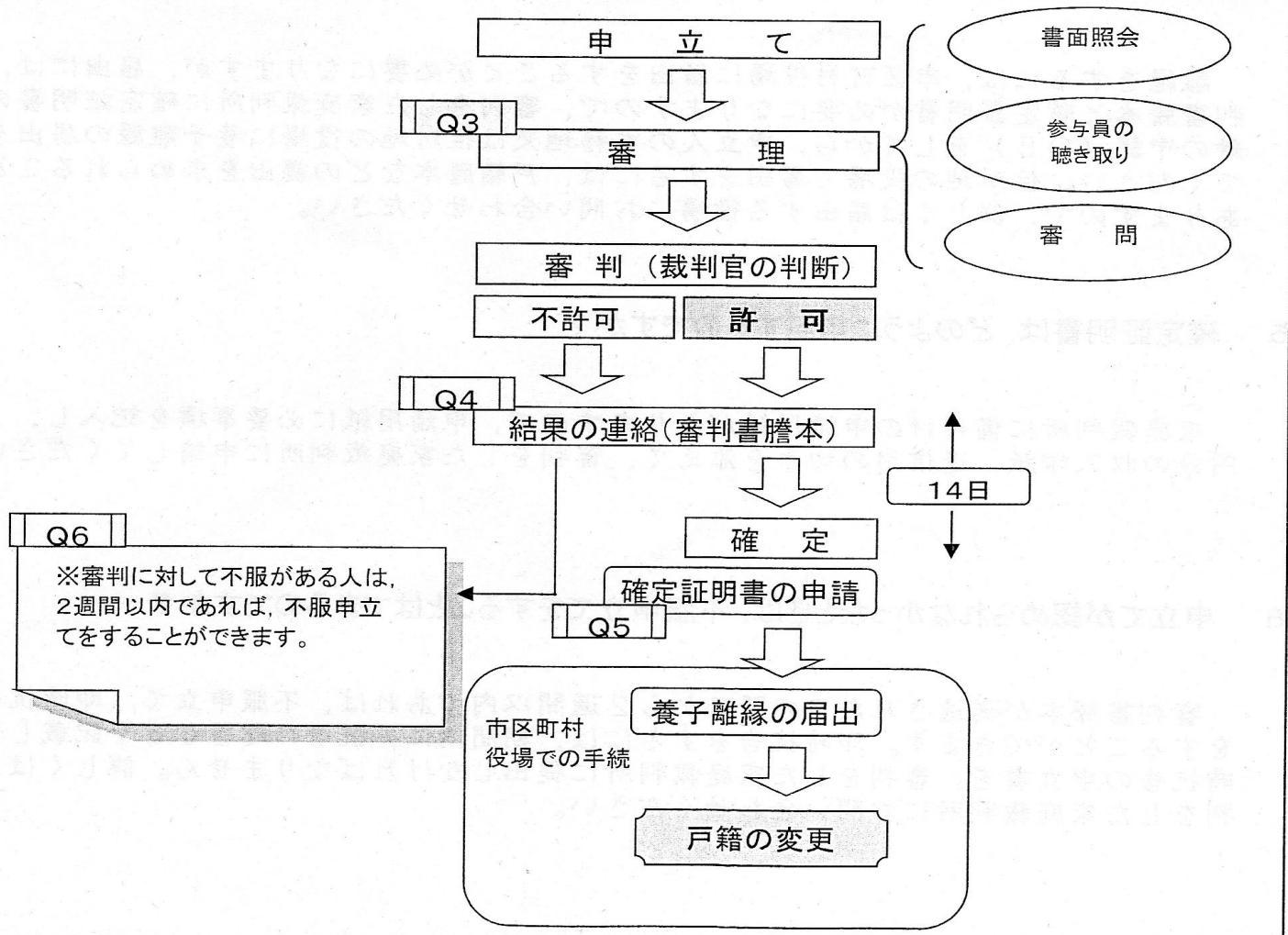


しーごりえん
「死後離縁」の手続とは……

離縁をするには、市区町村役場に養子離縁の届出をしなければなりませんが、養親（又は養子）が死亡している場合には、あらかじめ裁判所の許可を得る必要があります（民法811条6項）。その許可を得る手続が「死後離縁」と呼ばれる手続です。この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

| | |
|-----------|---|
| 申立てをする人 | 亡養子との離縁のときは、養親 亡養親との離縁のときは、養子（養子が15歳未満のときは、原則として、養子の現在の法定代理人が行います。→Q1） |
| 申立てをする裁判所 | 申立てをする人の住所地の家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所] |
| 申立てに必要な費用 | <input type="checkbox"/> 収入印紙800円 ※亡養父母両名との離縁の許可を求めるときは1,600円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 1892円分 [1000円×1枚 82円×10枚 52円×1枚 20円×1枚] |
| 申立てに必要な書類 | <input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通 ※同じ戸籍のときは1通で結構です。 <input type="checkbox"/> 申立てをする人のもの <input type="checkbox"/> 亡くなった養親（又は養子）のもの ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。 |

手 続 の 流 れ



死後離縁 Q&A

Q1 亡養親と離縁したいときは、だれが手続をすれば良いのですか？

養子が15歳以上であれば、養子本人が、15歳未満のときは、原則として、養子の現在の法定代理人が行うことになります（例外的に、離縁後に法定代理人になる人が行える場合もあります。）。

Q2 死後離縁をした場合、亡養親の遺産を相続することはできるのですか？

死後離縁は、死亡養親の親族との親族関係を消滅させるものなので、すでに生じた相続については影響がなく、遺産を相続することができます。

Q3 どのようなことを審理して判断されるのですか？

裁判官は、例えば養子が遺産を相続しながら養親の親族に対する扶養義務などを免れるためといったような明らかに不純な理由に基づくものではないかなどを審理し、判断します。

Q4 許可になったときは、どのような手続をすればよいのですか？

離縁をするには、市区町村役場に届出をすることが必要になりますが、届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請（Q5）をしてから、申立人の本籍地又は住所地の役場に養子離縁の届出をしてください。住所地の役場で届出をするには、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

Q5 確定証明書は、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、150円分の収入印紙、返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。

Q6 申立てが認められなかったときは、不服申立てをすることはできるのですか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）することができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。